平成２１年（フ）第５３６号
山梨県甲府市城東３丁目６番11号
債務者　河村　昌一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
山梨県甲府市岩窪町421番地　ビラツツジヶ崎Ｂ号棟207
債務者　山内　眞人
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
山梨県甲府市上曽根町1573番地２
債務者　安部　千鶴
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
山梨県韮崎市旭町上條南割300番地１　県営住宅旭団地２棟301号
債務者　望月　鉄也
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
山梨県西八代郡市川三郷町岩間4771番地
債務者　河西　一樹
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
山梨県甲斐市玉川888番地県営玉川団地33号館18号
債務者　飯野　朝康
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺2331番地
債務者　小池　明美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
山梨県甲府市七沢町151番地
債務者　草谷　英臣
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
山梨県甲府市西田町３番74号　ハイツケイセツ102
債務者　中沢　光恵
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
山梨県甲府市上町1223番地14
債務者　小林惠美子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
山梨県甲斐市西八幡3957番地22
債務者　輿石　玲子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８６号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目90番地の10　サンブラン201号、前住所兵庫県尼崎市東園田町１丁目183番地　ルピナス園田205号
債務者　白石よし子（旧姓稲岡・石川）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１５１号
兵庫県西宮市里中町１丁目１番18―402号、前住所兵庫県西宮市学文殿町１丁目10番30号
債務者　松田　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目８番17号
債務者　辰己　賢次
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目23番22号益田文化
債務者　中平　清美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２９号
兵庫県尼崎市尾浜町３―26―12、住民票上の住所兵庫県尼崎市西難波町５丁目８番20―204号
債務者　南村　智世
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係